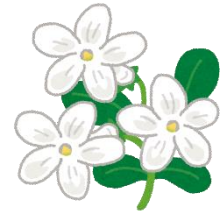
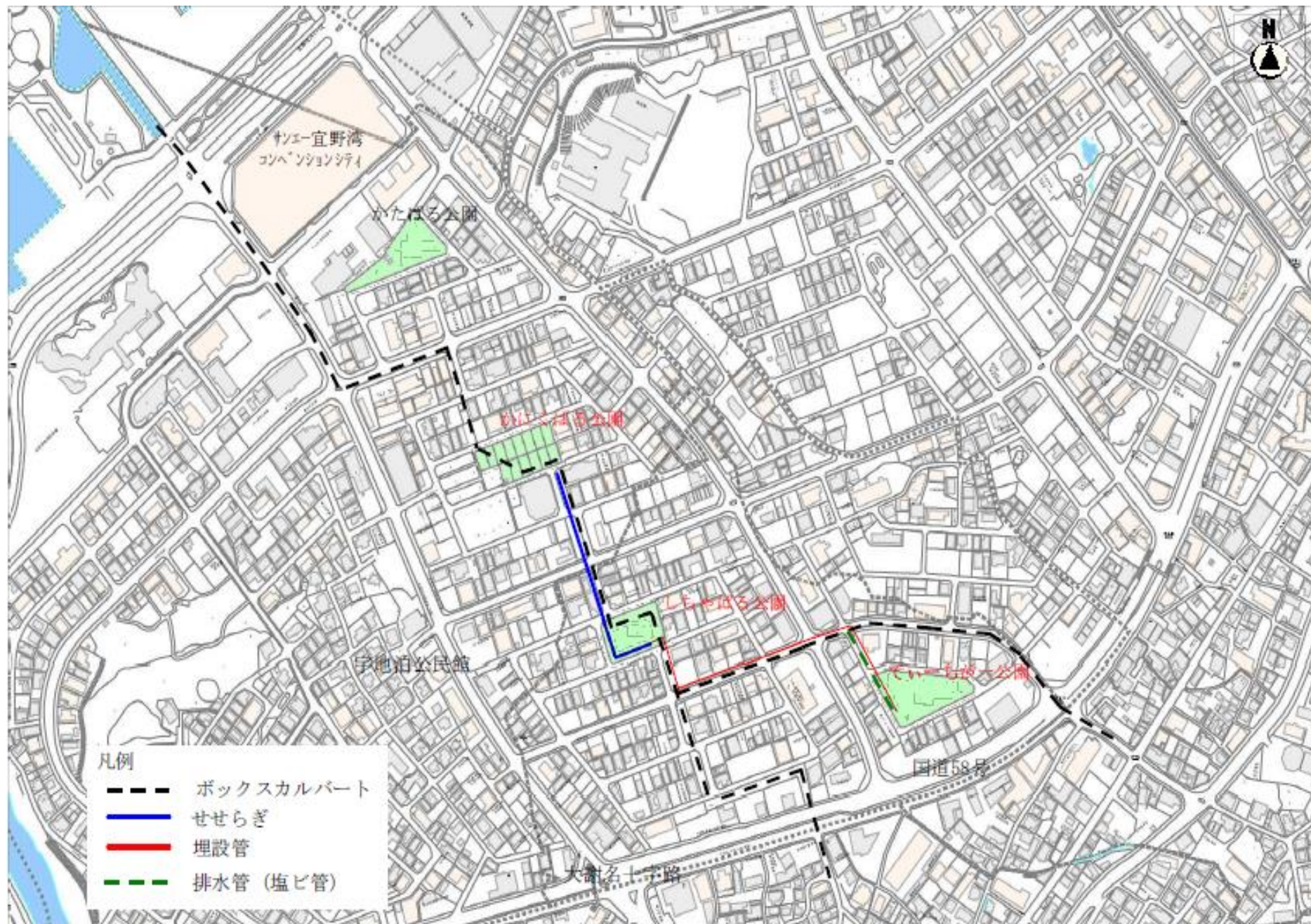


常任委員会における審査内容の報告



委員会名	総務常任委員会
------	---------

議案名
議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）
議案等の主な内容
令和3年度宜野湾市一般会計予算について、21億4,404万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ543億7,528万2,000円とする内容です。
審査内容（質疑応答、議員間討議）
<p>本件における主な質疑内容</p> <p>質疑</p> <p>沖縄観光防災力強化支援事業における補助金減額の理由及び仮設照明器の設置箇所について</p> <p>答弁</p> <ul style="list-style-type: none">・同事業は3年目となり、他自治体からの申請も増えていることから、当初1億3,300万円の補助金申請に対し、交付額は8,300万円と、約5,000万円の減となった。・それを受け、沖縄総合事務局との調整の結果、現在56か所の避難所のうち仮設照明器が未設置となっている28か所分の申請となった。 <p>質疑</p> <p>ていーちが一公園整備事業の繰越明許費補正における水質調査分析について</p> <p>答弁</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年7月における湧水の水質調査の結果、PFOS・PFOAの暫定基準値を超過する210ナノグラム・パーリットルが検出されたことから、暫定基準値の50ナノグラム・パーリットル以下になる除去装置を設置する予定であり現在実施設計を進めている。
表 決
<p>原案に対する反対討論</p> <ul style="list-style-type: none">・ていーちが一公園整備事業における繰越明許費補正について、水質調査結果は、現在湧水をせせらぎに利用していないため公表していないとのことだが、議会には説明すべきであり、また、除去装置についても、設置しながら様子を見ていくということでは、安全性を市民に説明できない。 <p>原案に対する賛成討論</p> <ul style="list-style-type: none">・PFOS・PFOAの除去装置を設置し、安全を確認した後の湧水を流す予定であり、飲料水については別途に水道水を利用するという答弁もあり、安全な公園整備と考える。 <p>表決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p>



ていーちがー公園



しちやばる公園



せせらぎ



常任委員会における審査内容の報告



委員会名

総務常任委員会

議案名

議案第27号 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

議案等の主な内容

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）が改正予定のため、それに伴い条例の一部を改正する必要があるものです。（別添資料参照）

審査内容（質疑応答、議員間討議）

議案第27号における主な質疑内容

質疑

条例の延長の期限を10年とする根拠について

答弁

- ・現在国会に提案されている沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法改正案が10年の延長を予定していることから、関連する本条例についてもそれにのっとった改正を行うものである。
- ・現在の学校用地の取得状況を考慮すると10年は必要ないものと思われるが、国の法律改正にあわせた改正となっている。

表 決

議案第27号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

まち未来課

改正理由：沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）の一部が改正予定のため、それに伴い条例の一部を改正する。

同法改正（予定）内容

この法律の失効（附則第2項）

- この法律は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。
- ☞ この法律は、令和十四年三月三十一日限り、その効力を失う。



条例改正内容：法律の改正内容に合わせて、施行期日を設定する

【現行条例】

附則第2項
この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。



【条例改正案】

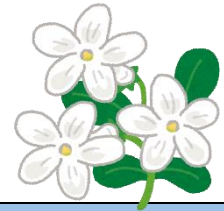
附則第2項
この条例は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

条例改正の効果（必要性）

- ☞ 跡地利用推進法の改正を受け、現行の「宜野湾市駐留軍用地等内土地取得事業基金条例」を改正することで、今後、本市において返還後に必要な公有地の確保を継続して進めることが可能となり、跡地利用を円滑に進めることができる。

※関係市町村等の状況：沖縄県、宜野湾市、沖縄市、浦添市、北谷町、北中城村（令和4年2月、3月議会提案予定）

常任委員会における審査内容の報告



委員会名

総務常任委員会

議案名

議案第82号 宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

議案等の主な内容

宜野湾市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、使用料等に係る関係条例の改正を行うため、条例を制定したい。（別添資料参照）

関係条例

- ・ 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例
- ・ 宜野湾都市公園条例
- ・ 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例
- ・ 宜野湾市立博物館設置条例
- ・ 宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例
- ・ 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例
- ・ 宜野湾市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例

審査内容（質疑応答、議員間討議）

議案第82号における主な質疑内容

質疑

コロナ禍で市民生活が苦しい中における使用料改定の時期の妥当性について

答弁

- ・ 前回平成27年度の使用料等の改定時において、今後5年をめぐりに見直しを行う方針を立てており、本来であれば令和2年度中に検討、令和3年度からの改定という予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、検討を1年見送った経緯がある。
- ・ 使用料に係るコストの50%は公費で負担しており、令和元年10月からの消費税率の引上げや、最低賃金の改定等による人件費や委託料の上昇などにより、行政運営コストが増加している状況がある。
- ・ それに対応するためには、今年度で改定の検討を行い、令和4年度からの改定とさせていただきますと考えている。

表 決

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(1) 直営施設の使用料検討について

【直営施設使用料の状況】 ※今回調査対象とした使用料項目の合計

①改定可能	②新規提案	③改定困難	④その他	合計※
10	2	23	2	37
28%	5%	62%	5%	100%

下記の「改定予定使用料一覧」は、各施設の条例に定められた基準となる利用区分のみの算定であり、その他利用区分についても、基準に応じて改正等を行うこととなります。一部、規則改正のみで対応可能な使用料もあります。

今回の使用料改定については、各施設の一室や一定の面積を団体にて利用する場合が主であり、体育館のトレーニング室や老人センターにおける入浴料など、個人で利用するものは見直しの対象外となっています。

No.	改定使用料名称	現行単価※条例事項	担当課が適切と考える改定内容	条例改正有無
1	人材育成交流センター（研修室1～3）	310 円/h	470 円/h（+160 円）※コスト増による。	有り
2	男女共同参画支援センター（多目的室）	620 円/h	800 円/h（+180 円）※コスト増による。	有り
3	男女共同参画支援センター（調理室）	630 円/h	700 円/h（+70 円）※コスト増による。	有り
4	男女共同参画支援センター（講堂）	1240 円/h	1,480 円/h（+240 円）※コスト増による。	有り
5	市民会館（付属設備）	舞台・音響設備 3,020 円以内他	未徴収となっている舞台道具、音響器具を有料に変更	規則改正のみ
6	小学校（学校開放事業分）	①夜間利用 18 時～22 時 校庭 2,100 円/h 屋内運動場 600 円/h	①減免対象としていた学校開放事業分を条例の通り徴収 ②電気使用料：現行どおり	有り
7	中学校（学校開放事業分）	②電気使用料 550 円/h	※「武道場」名称及び料金は条例追加（準用を改める）	
8	中央公民館（展示室）	新規設定	720 円/h 利便性向上のため「多目的室」に名称変更予定	有り
9	中央公民館（冷房使用料）	①集会場：1,500 円/h ②研修室 1 ③研修室 2 ④児童室 ⑤視聴覚室：800 円/h ⑥調理室：1,000 円/h ⑦展示室：無し	①集会場：現行どおり ②研修室 1 ③研修室 2 ④児童室⑤視聴覚室：600 円/h ⑥調理室：現行どおり ⑦展示室：No. 8 の新規使用料に併せて設定 1,200 円/h ※今後サークル利用についても徴収すること等を踏まえ、 ②～⑤の冷房使用料は、200 円/h の料金引き下げを行う。	有り
10	博物館（研究室）	新規設定	使用料 600 円/h、冷房使用料 300 円/h	有り

(2) 指定管理者導入施設の使用料検討について

【指定管理者導入施設使用料の状況】 ※今回調査対象とした使用料項目の合計

①改定可能	②新規提案	③改定困難	④その他	合計※
8	1	22	—	31
26%	3%	71%	—	100.0%

下記の「改定予定使用料一覧」は、各施設の条例に定められた基準となる利用区分のみの算定であり、その他利用区分についても、基準に応じて改正等を行うこととなります。

今回の使用料改定については、各施設の一室や一定の面積を団体にて利用する場合が主であり、体育館のトレーニング室や老人センターにおける入浴料など、個人で利用するものは見直しの対象外となっています。

No.	改定使用料名称	現行単価※条例事項	担当課が適切と考える改定内容	条例改正有無
1	ベイスайд情報センター (身障者就労支援センター事務室)	39,900 円/月	47,880 円/月 (+7,980 円) 現行 1.2 倍 ※コスト増、近隣民間賃貸事務所及び路線価比較による。	有り
2	ベイスайд情報センター (身障者就労支援センター作業室)	70,350 円/月	84,420 円/月 (+14,070 円) 現行 1.2 倍 ※コスト増、近隣民間賃貸事務所及び路線価比較による。	有り
3	ベイスайд情報センター (インキュベートブース)	10,000 円/月	12,000 円/月 (+2000 円) 現行 1.2 倍 ※コスト増、近隣民間賃貸比較及び指定管理者意見等による。 ただし、規則等運用にて段階的引き上げを行う (1.1~1.2 倍)	有り
4	ベイスайд情報センター(オフィス)	154,440 円/月 (1 部屋平均)	185,328 円/月 (+30,888 円 1 部屋平均) 現行 1.2 倍 ※コスト増、近隣民間賃貸比較及び現指定管理者意見等による。 ただし、規則等運用にて段階的引き上げを行う (1.1~1.2 倍)	有り
5	市立体育館 (専用利用料)	3,300 円/h (アマスポ及びレクに利用する場合で入場料を徴収しない場合)	3,800 円/h (+500 円) 現行 1.15 倍 ※コスト大幅増による。	有り
6	市立体育館 (会議室)	200 円/h	300 円/h (+100 円) ※コスト増による。	有り
7	野球場	700 円/h(練習の場合一般料金) 200 円/h(附属施設※会議室)	980 円/h (+280 円) ※コスト大幅増による。 300 円/h (+100 円) ※No.6 体育館会議室同様に改定 (附属施設)	有り
8	サブグラウンド	新規設定	400 円/h (一般) ※公園の各種広場改定額及び他市比較による。	有り
9	公園使用	①行為: 10 円/m ² ・日 ②各種広場 260 円/h	①行為: 15 円/m ² ・日 (+5 円) ※他市 20 円以上のため。 ②各種広場: 390 円/h ※他市比較による。	有り